

違反対象物の公表制度

防火対象物の利用者等の安全・安心のために

平成30年7月1日から

違反対象物の公表制度が始まりました。

●違反対象物の公表制度とは??

ホテル、飲食店、物品販売店舗など不特定多数の方が利用される建物や、病院、社会福祉施設など一人で避難することが難しい方が利用される建物のうち、立入検査によって**重大な消防法令違反(屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備のいずれかの未設置)**のある建物を確認した場合に、これらの建物の情報を大隅肝属地区消防組合のホームページ等に掲載し、公表する制度です。

●公表までの流れ

消防の立入検査において違反を把握し、関係者に通知した後、14日を経過しても違反が継続している場合に公表します。

●公表の方法

- ・ インターネットによる公開
- ・ 消防本部及び消防署・分署での閲覧

●公表の内容

- ・ 建物の名称
- ・ 建物の所在地
- ・ 違反の内容

●防火対象物の関係者の方々へ

公表の対象となる違反対象物は、**無届による増改築や用途変更**により、本来設置しなければならない消防用設備が未設置となることで発生することがあります。
増改築や用途変更等検討している場合は、事前に消防署に相談してください。



お問合せ先

大隅肝属地区消防組合 予防課予防係 TEL 0994-52-1192 FAX 0994-40-0201